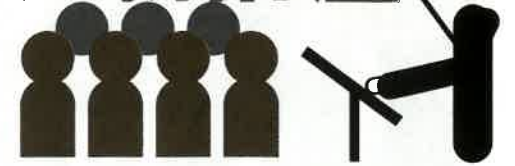


中小企業のための

法務講座



香港の民事訴訟①

した側は上訴する権利がある。一般的に受理しない。

2 民事訴訟を担当する機関

香港において民事訴訟を担当する機関は、主に裁判所と審裁所である。前者は手続に関する規則が厳格に定められており、当事者はこれを遵守する必要がある。一方、後者は一部の規則が緩和されており、本人訴訟に向く。香港の司法機構は、行政府と立法府から独立して運営している。香港の裁判所の階層は以下の通りである。

①裁判所(Court of Appeal)

(a) 終審法院 (The Court of Final Appeal)

- ・ 香港の最高位の上訴裁判所である
- ・ 担当する案件：(i) 金額を問わず CFA の判断で審理すべき案件(注1)
- ・ 上訴法院から上告・上訴を管轄し、最終的な審判を下す。あるいは、(ii) 公衆の大きな関心を引く重要な論点がある民事上訴と刑事上訴も処理する。

(b) 高等裁判所 (High Court: 高等法院)

高等裁判所は上訴法院 (Court of Appeal) と原訟法院 (Court of First Instance) の 2 つから構成される。原訟法院は、香港民事裁判の最も主要な裁判所である。下記の案件に対して管轄権がある

- ・ 訴額が 300 万香港ドル以上の民事訴訟
- ・ 地方法院の権限以外の争い
- ・ 専ら原訟法院のみしか処理できない案件。例えば清算、個人破産、政府や公的機構の決定に対する司法審査 (Judicial review)
- ・ 小額裁判所からの上訴 (しかし事実関係を争うのではなく、法律の解釈だけを争点とする)
- ・ 重大な刑事事件

(c) 地方裁判所 (District Court: 地方法院)

原訟法院と異なり、民事と刑事管轄権において地方法院の権限は、ある程度制限される。民事事件については、以下を取り扱う。

- ・ 7.5 万香港ドル以上 300 万香港ドル未満の契約、準契約関係 (Contract or quasi-contract)、不法行為 (Tort) から生じる争い
- ・ 年間賃貸額または年間鑑定額が 32 万香港ドル未満の土地や物件の回収
- ・ 賃貸関係の争い
- ・ 信託、住宅ローン、詐欺、ミス、パートナーシップの解散、もし土地や不動産にかかわらない場合、300 万香港ドル未満、土地や不動産の場合、700 万香港ドル未満。
- ・ 12 ヶ月以下の賃貸料の回収
- ・ 性差別や障害差別などの

(d) 小額裁判所 (Small Claims Tribunal)

- ・ 訴額は 7.5 万香港ドル未満で、契約、準契約関係 (quasi-contract) や不法行為から生じる民事訴訟
- ・ 法令上、7.5 万香港ドル以下の民事訴訟は小額裁判所の専権である

(e) 労働裁判所 (Labour Tribunal: 勞資審裁処)

- ・ 賃金、休暇、年金、解雇に関する労働関係を取り扱う
- ・ 原告・被告共に、法廷では弁護士に訴訟活動を委任することが禁止されるのが特徴

(f) 土地裁判所 (Lands Tribunal: 土地審裁処)

- ・ 土地や不動産から生じる争いに関する特別な裁判所

② 上訴について

刑事訴訟：第一審で被告人が無罪となると、案件は終了し、検察官は上訴できない。

民事訴訟：原告であれば被告であれ、第一審で敗訴はまらない上訴の場合、(i) 或いは(ii) に当て

香港の法制度は、1997 年の中国返還後も香港基本法 (Hong Kong Basic Law) 及び「二国二制度」の原則の下、英国同様に「モン・ロー (common law) 判例法」制度を維持し、香港の裁判所の過去の判例が先例として非常に重視される。他の「モン・ロー」を採用している国や地域の判例も参考にできる点など、国際ルールに基づいた近代的な法律環境が整っている。

1 香港における民事と刑事

①原告と被告について

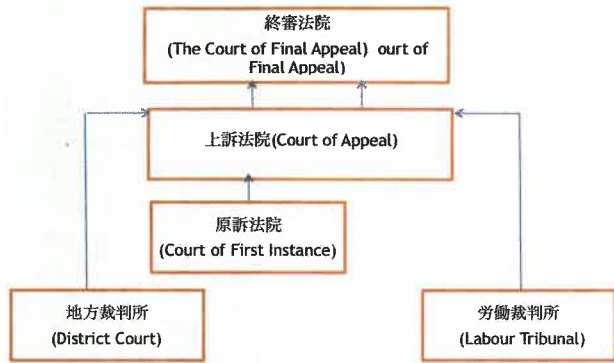
刑事訴訟：刑事訴訟を提起する権利は香港特別行政区政府にのみ帰属し(以下、香港政府とする)、個人と法人が当事者となるのは被告人となる場合だけである。

民事訴訟：個人、法人、香港政府は原告として民事訴訟を提起することができる。同じく個人、法人、香港政府を被告として訴えることもできる。

②勝訴のための立証基準について

刑事訴訟：検察官は被告人を有罪にするために該当罪を「合理的

高等裁判所、地方裁判所および土地裁判所での上訴ストラクチャー



③上訴について

刑事訴訟：第一審で被告人が無罪となると、案件は終了し、検察官は上訴できない。

民事訴訟：原告であれば被告であれ、第一審で敗訴はまらない上訴の場合、(i) 或いは(ii) に当て

筆者紹介



ANDY CHENG 鄭國有
 弁護士 中国委託公証人 アンディチェン法律事務所代表
 米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・契約書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経験もありジェトロ相談員も務めていた。日本語堪能
 www.andysolicitor.com
 info@andysolicitor.com

(このシリーズは2カ月に1回掲載します)